東広島市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任

払いに関する同意書

令和　　　年　　　月　　　日

東広島市長　　様

被保険者（以下「甲」という。）に対して事業者（以下「乙」という。）が実施する住宅改修について、甲及び乙は、介護保険住宅改修費（以下「住宅改修」という。）の支給に係る東広島市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する要綱（以下「実施要綱」という。）に従い、下記の各事項を遵守することを誓約し、誠実に住宅改修の受領委任払いを行うことに同意します。

（被保険者：甲）住　所

氏　名

（事業者：乙）所在地(住所)

事業者名称

代表者氏名

記

被保険者：甲が遵守する事項

1 住宅改修の工事内容については、乙及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の担当ケアマネジャーと綿密に事前相談を行うこと。

2 受領委任払いの対象者は、実施要綱第３条の規定に該当する者であること。

3 乙に介護保険被保険者証を提示すること。

4 住宅改修工事に着手する前に、住宅改修が必要な理由書・工事費見積書・工事前写真・受領委任払いに関する同意書・平図面等を添付し、事前申請を行うこと。

5 工事内容又は見積金額が変更になった場合には、着工前に東広島市に連絡すること。

6 住宅改修工事の完成後、自己負担金額を乙へ支払うこと。

7 乙へ自己負担金額を支払った後、事前申請時に提出した書類に加えて領収証・工事内訳書・工事後写真・委任状等の必要書類を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）を提出すること。

事業者：乙が遵守する事項

1 関係法令、実施要綱及びこの遵守事項を遵守すること。

2 被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう調整・援助・施工等を行うとともに、住宅改修により被保険者の日常生活の便宜を図り、被保険者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。

3 改修計画及び施工にあたっては、甲及び居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の担当ケアマネジャーとの連携に努めること。

4 被保険者から、当該住宅改修を受領委任払いにて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって東広島市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていることを確認し、さらに実施要綱第３条の規定に該当することも確認すること。

5 住宅改修を受領委任払いにて取り扱う場合、その施工に係る費用を適正に見積もり、書面にて見積書を作成し、被保険者に発行すること。

6 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該被保険者及び東広島市に連絡すること。なお、変更の内容によっては、住宅改修費等の支給対象とならないものもあるので留意すると共に、その場合は速やかに被保険者に説明を行うこと。

7 当該住宅改修の施工について被保険者及びその家族等へ十分に説明を行うこと。

8 住宅改修費については、自己負担金額の支払いを被保険者から受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事が完成し自己負担金額を受領したときは、必ず被保険者を宛名とする領収証を発行すること。

9 受領委任払いを利用するにあたって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。

10 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を東広島市が受理した月の翌月の末日までに市が支給額を決定し、乙の指定する口座にその金額を振込むとする支給手続を理解した上で受領委任払いを利用すること。

11 住宅改修費の支給に関して必要があると市長が認めたとき、介護保険法第45条第8項、同法第57条第8項の規定により、乙に対して報告、提出、提示、出頭を求め、又は事業所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することとなるため、住宅改修を適正に行うこと。なお、関係法令、実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

12 被保険者から苦情又は相談があった場合は、必要に応じて被保険者の状況を詳細に把握し、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事実の確認を行うこと。なお、苦情に対しては、被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。

13 当該住宅改修の施工により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、関係法令に従いその責任の範囲において被保険者へその損害を賠償すること。

14 業務上知り得た被保険者又はその家族の情報を他へ漏らさないこと。